

# 答 申 書

(答申第118号)

令和元年8月22日

福井県公文書公開審査会

## 第1 はじめに

平成30年12月14日付け地医第655号による諮問および同日付け地医第655-2号による諮問の2事案は、同一人からの公開請求に係るものであって、その請求公文書は名称こそ違うものの内容的には同種のものであり、また、審査請求人および実施機関の主張等も同内容である。そこで、これらを一括して判断し、答申する。

## 第2 審査会の結論

第3の1に記載した公文書の公開請求に対して、第3の2のとおり福井県知事（以下「実施機関」という。）が公開請求に係る公文書（以下、「本件対象公文書」という。）の存否を明らかにせずに非公開決定をしたことは妥当ではなく、その存否を明らかにした上で改めて公開決定等を行うべきである。

## 第3 審査請求に至る経過

### 1 公開請求の内容

審査請求人は、福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次のとおり、2件の本件対象公文書の公開請求を行った。

#### (1) 平成30年6月4日付け公開請求（以下「請求1」という。）

福井県医療安全支援センターの相談記録について〇〇病院に関する相談対応記録票（平成20年1月1日から現在（公開請求日）までの期間）

#### (2) 平成30年6月4日付け公開請求（以下「請求2」という。）

福井県医療安全支援センターの相談記録について〇〇病院〇〇科に関する相談対応記録票（平成20年1月1日から現在（公開請求日）までの期間）

### 2 実施機関の決定

実施機関は、請求1および請求2に対して、次のとおり公文書非公開決定を行った。

#### (1) 請求1について

平成30年6月18日付け地医第526号による非公開決定（以下「本件処分1」という。）を行った。

#### ア 公文書の名称

福井県医療安全支援センター相談記録について〇〇病院に関する相談対応記録票（平成20年1月1日から平成30年6月4日まで）

#### イ 公開しない理由

条例第7条第1号、同条第7号および第10条に該当

公開請求に係る公文書の存否を答えること自体が、特定の医療機関に関する相談

の有無を明らかにすることとなり、条例第7条第1号に該当する情報(個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの)、同条第7号に該当する情報(医療安全支援センター事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの)および同号ホに該当する情報(地方公共団体が経営する医療機関に関し、当該医療機関の経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの)を公開することとなるため、当該公文書の存否を答えることができない。

(2) 請求2について

平成30年6月18日付け地医第526-2号による非公開決定(以下「本件処分2」という。)を行った。

ア 公文書の名称

福井県医療安全支援センター相談記録について〇〇病院〇〇科に関する相談対応記録票(平成20年1月1日から平成30年6月4日まで)

イ 公開しない理由

条例第7条第1号、同条第7号および第10条に該当

公開請求に係る公文書の存否を答えること自体が、特定の医療機関に関する相談の有無を明らかにすることとなり、条例第7条第1号に該当する情報(個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの)、同条第7号に該当する情報(医療安全支援センター事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの)および同号ホに該当する情報(地方公共団体が経営する医療機関に関し、当該医療機関の経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの)を公開することとなるため、当該公文書の存否を答えることができない。

3 審査請求

審査請求人は、平成30年7月20日、本件処分1および本件処分2(以下「本件処分」という。)の取消しを求めて実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、平成30年12月14日付け地医第655号および同日付け地医第655-2号で、条例第18条第1項の規定により、福井県公文書公開審査会(以下「当審査会」という。)に対して、諮問を行った。

第4 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、全部公開することを求めるものである。

## 2 審査請求の理由および主張

審査請求人が、審査請求書、意見書および要望書で述べている審査請求の理由および主張は、要約すると次のとおりである。

### (1) 条例第7条第1号（個人情報）について

条例が非公開を予定している個人に関する情報とは、プライバシーとして保護されるべき個人の情報を指しており、具体的には、「相談対応記録票」の相談者に関する情報のみが対象となりうるものであり、対象医療機関はプライバシー保護の対象たる個人に該当しない。

審査請求人は、〇〇病院の医療過誤を証明するため本公文書公開請求を行ったものであり、条例第7条第1号ただし書口の「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する。

### (2) 条例第7条第7号（事務執行情報）について

福井県医療安全支援センターの主な業務および基本方針は、医療に関する相談対応を前提にしているものであるから、特定の医療機関に関する相談の有無を明らかにしたからといって、同センター事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることにはならないはずであり、支障を及ぼすおそれがあるとされる部分（たとえば、相談対応者の氏名、相談者の住所・氏名、対応した医療機関の部署等）を一部非公開にすれば足り得る問題である。

〇〇病院は〇〇病院組合が開設者であり、地方公共団体が経営する医療機関ではない。医療機関の経営には医療機関と患者との苦情や相談はつきものであり、その存在はむしろ前提として運営されているので、福井県医療安全支援センターへの相談内容が公開されたからと言って特段経営上の正当な利益を害するおそれがあると認定するには大きな論理の飛躍がある。

### (3) 条例第10条（存否応答拒否）について

条例第10条の適用が想定される一般的な要件としては、アー特定の者を名指しし、または特定の事項、場所、分野等を限定とした公開請求が行われていること、イー公開請求に係る公文書自体が非公開として保護されるべき利益があること、ウー当該公文書の公開・非公開または存否を答えることで、公開したことと同様の効果が生じること、とされており、本件はその要件は満たしていない。

### (4) その他の主張について

過去の同様な公文書公開請求では一部公開が認められており、過去の運用との対比で平等ではなく、差別的取扱いとして違法である。

審査請求から4か月以上経過してもなお諮問が行われていないなど実施機関の一連の対応は条例に反するものとして強く抗議するものである。

## 第5 実施機関の説明

実施機関が、弁明書および当審査会での説明聴取で述べている本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

### 1 条例第7条第1号（個人情報）の該当性について

医師が1人しかいない医療提供施設にあっては、苦情等があったかどうかを公開するだけで、その医師個人に対する苦情等があったかどうかを明らかにすることとなる。

対象公文書には、病歴、診療内容等の個人の人格権と密接に関わる情報が記載されるものである。こうした情報は、流通範囲を当該個人がコントロールすべきものであり、仮に相談者および患者の氏名等の個人識別性のある情報を除いたとしても、なお、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあると言える。

### 2 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について

福井県医療安全支援センターは、仮に医療提供施設に非がなく、苦情等を申し立てる側の一方的な思い込みであっても、苦情、相談等として扱い、相談対応記録票を作成する。

したがって、非がないにもかかわらず、相談対応記録票が存在する医療提供施設が生じ得るところである。

患者やその家族が、医療提供施設を選択する際に重要視する事項は、医療提供施設が提供する医療や看護の質であるが、その判断材料として、苦情・相談の有無やその量が用いられることは容易に想像できる。

相談対応記録票の有無を公にすると、医療提供施設ごと、あるいは診療科ごとの相談件数のランキングなどが作成可能である。

苦情・相談の有無等は患者等の関心事であることから、ランキング等の情報が出回り、非がない医療提供施設であっても不当に低い評価を受け、その結果、患者数が減少するおそれがある。

相談内容を医療提供施設に知られたくないという相談者は、当該医療提供施設に関する相談の有無を明らかにすると、相談自体を躊躇するおそれがある。

福井県医療安全支援センターは、多くの患者等の相談等を集積し、それを当該医療提供施設またはその他の医療提供施設に対する指導・助言に活かすなど、医療の安全の確保に資することをその設置目的としているところ、相談自体が躊躇されるのでは、今後の相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると言える。

〇〇病院の開設者である〇〇病院組合は、地方自治法第284条に規定する特別地方公共団体である。当該医療提供施設の苦情相談の有無を明らかにすると、診療行為への信頼を損なうことにつながりかねず、企業経営上の正当な利益を害するおそれがある。

### 3 条例第10条（存否応答拒否）の該当性について

審査請求人が審査請求書で全部公開を求める公文書は、「福井県医療安全支援センター相談記録について〇〇病院および同院〇〇科に関する相談記録票（平成20年1月1日から平成30年6月4日）」であり、その存否を答えること自体が、福井県医療安全支援センターに寄せられた〇〇病院および同院〇〇科に関する苦情・相談の有無を明らかにすることと同様の結果を生じるおそれがあると認められる。

本件対象公文書の存否を答えるだけで、条例第7条第1号および同条第7号に掲げる

非公開情報を公開することとなることから、条例第10条に基づき、公開請求を拒否したものである。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、平成20年6月9日付けの一部公開決定処分との対比で本件処分の違法性を主張するが、過去の処分事例との平等性を理由に、現に業務遂行への支障のおそれがある処分をすることはできない。

また、過去の事例で公開した「相談者の納得度」、「医療機関等の対応状況」といった項目は、相談対応者の主観が記載されているため、仮に存否応答拒否をしない場合であっても、相談者、医療提供施設の双方に不利益を生ずるおそれがあり、福井県医療安全支援センターの業務遂行に支障を及ぼすおそれがあるため公開できない。

### 第6 審査会の判断

当審査会は、審査請求人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断する。

#### 1 本件処分について

本件処分は、本件対象公文書について、その存否を答えるだけで条例第7条第1号および同条第7号に掲げる非公開情報を公開することになるため、条例第10条の規定に基づき、本件対象公文書の存否を明らかにせず非公開決定を行ったものである。

これに対して、審査請求人は、本件処分を取り消し、本件対象公文書の全部公開を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

#### 2 条例第10条（存否応答拒否）の該当性について

条例第10条は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる」と規定している。

また、本条の適用が必要な類型の公開請求に対しては、実際に公文書が存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をしなければならないとするものである。

まず、個人情報について検討すると、相談対応記録票の有無を明らかにするだけで、相談者の氏名、患者の氏名および個人の病歴等が判明してしまうとは考えられないことから、条例第7条第1号の非公開情報を公開することにはならない。

一方、医師の氏名については、相談対応記録票に記載された診療科や診療行為を行った日時等から個人が特定されることはあり得るが、本件のように公立病院で勤務する医師は公務員であることから、仮に医師個人が特定されたとしても、その職および氏名等は、条例第7条第1号ただし書に該当するため、公開すべき情報であると認められる。

次に、事務執行情報について検討すると、実施機関の説明によれば、相談者の中には、「相談等の内容が非公開とされることは当然であるが、『ある医療提供施設について相談をした』という事実そのものも当該医療提供施設に知られたくない」と考える者もおり、そうした場合、当該医療提供施設に関する相談等の有無が明らかになるだけ

で、自分が相談したことを当該医療提供施設に推測されるのではないかなどと不安になり、相談者が福井県医療安全支援センターに相談すること自体を躊躇することにもなり、今後の相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとしている。

また、実施機関は弁明書の中で、福井県医療安全支援センターは、仮に医療提供施設に非がなく、苦情等を申し立てる側の一方的な思い込みであっても、それを苦情および相談等として扱うため、たとえ相談対応記録票の件数だけでも公になれば、医療提供施設ごとのランキングが出回り、当該医療提供施設が不当に低い評価を受ける可能性があるとして主張している。

まず、実施機関が主張する相談者の不安やそれによる相談自体の躊躇といった側面があることは否定できないが、仮に相談対応記録票の有無が公開されたとしても、それによって相談者が医療提供施設との関係において修復困難なほどの事態に陥るとまでは考えられず、したがって、福井県医療安全支援センターの相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすとまでは認められない。

次に、医療提供施設の運営に支障を及ぼすかどうかについては、福井県医療安全支援センターの相談対応記録票の内容は必ずしも「苦情」に分類されるものだけではなく、単なる「相談」や「問合せ」に類するものも含まれているため、これらを合計した件数の多寡が当該医療提供施設の評価にそのまま結びつくものとは考えられず、したがって、医療提供施設の運営に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、本件処分において、本件対象公文書の存否を答えるだけで条例第7条第1号および同条第7号に掲げる非公開情報を公開することとなるとして、条例第10条に基づき、本件対象公文書の存否を明らかにせずに公開請求を拒否したとする実施機関の説明は妥当ではない。

### 3 その他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 まとめ

以上のことからまとめると、実施機関は、本件対象公文書の存否を明らかにした上で、改めて公開決定等を行うべきであると判断し、冒頭の結論に至った。

### 5 付言

なお、今回の事案では、審査請求から諮問までに5か月余りの期間を要している。一般的に、審査請求から裁決までの手続について標準的な処理期間は設定されていないものの、実施機関においては、審査請求人への必要に応じた経過報告等にも配慮しながら、できる限り速やかに事案の処理に当たることを要望するものである。

## 第7 審査の経過

当審査会は、本件審査請求に係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成30年12月17日	・ 諮問書の受理
平成31年 2月 4日	・ 審議（第1回）
平成31年 2月27日	・ 審議（第2回）
平成31年 3月28日	・ 実施機関からの説明聴取 ・ 審議（第3回）
平成31年 4月24日	・ 審議（第4回）
令和元年 5月31日	・ 審議（第5回）
令和元年 6月26日	・ 審議（第6回）
令和元年 7月24日	・ 審議（第7回）
令和元年 8月22日	・ 答申

## 福井県公文書公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
稲 田 真 紀	
内 川 毅 彦	会 長
川 村 一 司	会長職務代理者
北 島 三 男	
前 田 清 作	